

毎週火、金曜日発行(但休日を除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

(は翌日)

鳥取県公報

◇公告

目次

災害救助法による救助の実施
准看護婦試験の実施

公 告

昭和三十八年二月九日発生の雪害に関し、二月九日から岩美町、関金町の区域に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、災害救助法による救助を実施する。

昭和三十八年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、准看護婦試験を次のように実施

する。

昭和三十八年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

学科試験 鳥取市東町二丁目二〇番地鳥取県庁講堂

実地試験 鳥取市寺町一〇九の二鳥取県歯科医師会館

二 試験期日

学科試験 昭和三十八年三月十一日 九時から十七時

まで

実地試験 昭和三十八年三月十二日 九時から十七時

まで

三 受験願書の提出期限

昭和三十八年二月十五日から三月五日まで